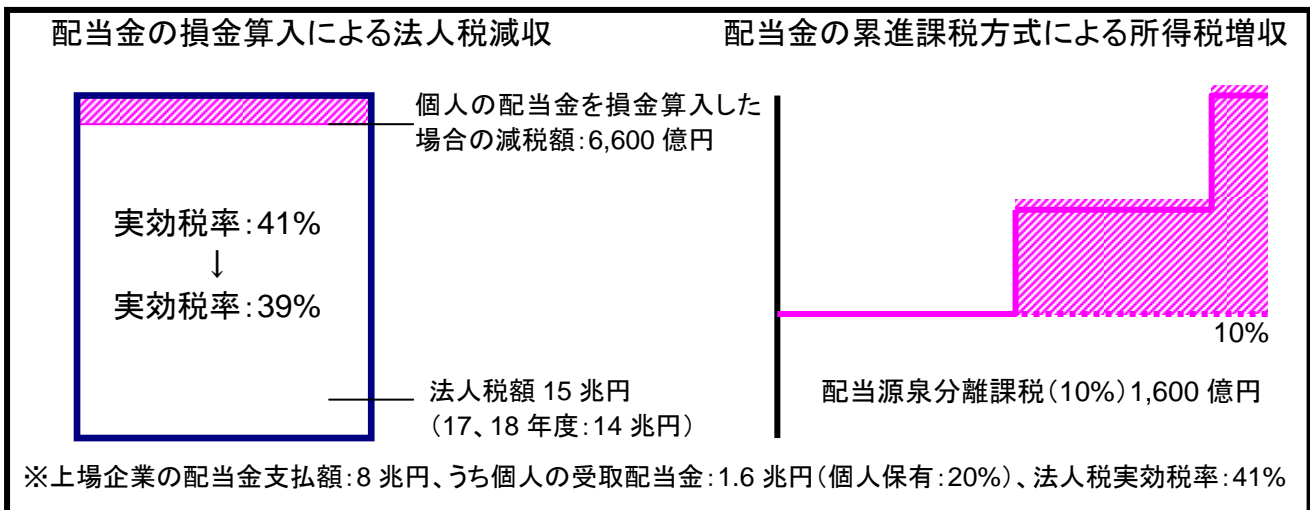


配当二重課税是正による個人株式保有の促進

<提案内容>

個人の二重課税問題の解決策として、インピュテーション方式等による個人所得税軽減措置ではなく法人課税段階での調整を図る

- ・ 法人課税において個人株主への支払配当金の損金算入を認める ← 株券電子化によって捕捉可能
- ・ 個人の配当所得は二元課税体系の下で、現行の定率課税方式から簡易な累進課税方式に変更する ← 金持ち優遇批判対応



<効果>

- ・ 先進諸国で初めて、個人の配当二重課税の解消 ← 先進諸国で最も個人株式保有比率が低い(個人株式保有額は 50 兆円にすぎない)ため実行可能
- ・ 国内の個人株主比率が高い企業ほど、法人税の実効税率軽減の恩恵を受ける
- ・ 先進諸国と比べて高すぎる法人税実効税率も一部緩和される → 企業の収益力が強化される(法人税実効税率: アメリカ:41%、イギリス:30%、ドイツ:30%、シンガポール:18%)
- ・ 収益力が高く、結果として配当が高い企業のキャピタルフライトの抑止
- ・ 収益の高い企業に対する個人株主の株式長期保有のインセンティブが働く → 結果として企業の安定株主対策ともなる
- ・ 配当利回り向上による個人のキャピタルフライトの抑止
- ・ 受取配当収入の増加による個人消費増

→「貯蓄から投資へ」の実質的な促進を通じた資本市場の活性化

cf. 個人株式保有比率 1970 年:37% → 2008 年:19%